

わたしてなあと

「子どもの権利条約」をふまえて

せかいじゅう
世界中のすべての子どものしあわせを
ねがってつくられたやくそく、それが

けんりじょうやく
「子どもの権利条約」だよ。

” こういうことができるといいね”

” こういうふうになればいいかな?”

おとな
と、大人たちがいっしょうけんめいかんがえた、そしてき
くに くに やくそく
国と国との約束だよ。

みんながいつもニコニコしてられるように、このじょうやく
についてし
知ってください。そして、先生やともだちとだけでな
く、おうちの人ともいっしょにかんがえてみましょう。



ふじキュン♡



藤沢市教育委員会

2条

さべつ 差別をなくそう

みんな同じ「にんげん」です。みんなでなかよく、たすけあっていきましょう。



おとこ 男の子、おんな 女の子、がいこく 外国につながるのある人、とし 年より、からだのふじゆうな人、みなさんのまわりにはいろいろな人がいますが、みんな同じ「にんげん」です。

だれもがみんな、いやなきもちにならないよう、なかよくしましょう。

3条

あなたが いちばん

おとな 周りの大人はあなたを
たいせつ 大切にします。



みなさんのまわりのおとなたちは、こどものために一番よいことはなんだろうとかがえています。

6条

たいせつないのち

いのちがいちばん大切です。
じぶんのいのち、まわりの人の
いのちを大切にしましょう。



いのちは、たったひとつしかありません。じぶんのいのちを大切にしましょう。
そして、同じようにほかのひとのいのちも大切にしましょう。

12条



おも かんが 思いや考えは

じゆうにあらわそう

一人ひとりの思いや考えは、
とてもたいせつです。

おとなだけでなく、こどもの気もちやかんがえもたいせつにされます。

おもったことや、かんがえたことは、じゆうにいえます。でも、ほかの人のところをきずつけてはいけません。

おうちのかたへ

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、すべての子どもたちの基本的人権の保障について国際的に定めた条約です。1989年国際連合において制定されました。日本は1994年4月に同条約を批准し、5月に発効しました。全文54条からなっていますが、大きく分けて4つの権利について定めています。

病気やけがをしたら治療が受けられる、防げる病気などで命を奪われないなどの**生きる権利**、教育を受け、休んだり遊んだりできることや、考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができるなどの**育つ権利**、あらゆる種類の虐待や搾取などから守られることや、障がいのある子どもや少数民族の子どもが特別に**守られる権利**、自由に意見を表したり、自由な活動をおこなったりできるなど、**参加する権利**が保障されるというものです。

条約の中には、自分の権利の保障とともに、他の人の権利を保障することが定められています。自分の権利を行使するにあたっては、それに伴う責任を負わなければならない場合があることも明記されています。

また、大人は、子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければならないとしています。

このリーフレットでは教育に関係深いものを取りあげて、小学校低学年の児童にもわかるような形で紹介しました。おうちでも、お子さまと一緒に話しあってみてください。

「子どもの権利条約」の条文(抜粋)

第1条 子どもの定義

第2条 差別の禁止

第3条 子どもの最善の利益

第4条 立法・行政その他の措置

第5条 親その他の者の指導

第6条 生命への権利

第7条 名前・国籍を得る権利

第8条 身元の保全

第9条 親からの分離禁止

第10条 家族再会

第11条 国外不法移送・不返還の防止

第12条 意見表明権

第13条 表現・情報の自由

第14条 思想・良心・宗教の自由

第15条 結社・集会の自由

第16条 プライバシー・名誉の保護

第17条 情報へのアクセス

第18条 親の第一次養育責任

第19条 虐待・放任からの保護

第20条 代替的養護

第21条 養子縁組

第22条 難民の子どもへの保護・援助

第23条 障害児の権利の国際協力

第24条 健康・医療への権利

第25条 措置された子どもの定期的審査

第26条 社会保障への権利

第27条 生活水準への権利

第28条 教育への権利

第29条 教育の目的

第30条 少数者・先住民の子どもへの権利

第31条 休息、余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加

第32条 経済的搾取からの保護

第33条 麻薬・向精神薬からの保護

第34条 性的搾取・虐待からの保護

第35条 誘拐・売買・取引の防止

第36条 他のあらゆる形態の搾取からの保護

第37条 自由を奪われた子どもの適正な取扱い

第38条 武力紛争における子どもの保護

第39条 心身の回復と社会復帰

第40条 少年司法

第41条 既存の権利の確保

※ 太字・下線は、今回といたげた条文です